一般社団法人 wia 定款

第１章　総　則

（名称）
第１条　当法人は、一般社団法人 wia と称する。

（事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第２章目的及び事業

（目的）
第３条　当法人は、日本の可能性に投資しようとするグローバルシチズンとの対話を通じて、日本に眠る起業家精神を鼓舞し、その資源や発想、技術を再定義し、革新を遂げることで、世界的課題を解決する社会起業をアジア圏から輩出することを目的とする。

（事業）
第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）社会的投資のプラットフォームの構築
（２）社会起業家の事業に対する寄付の仲介
（３）社会起業の経営基盤の強化を目的としたコンサルティング
（４）ソーシャルセクターの知的基盤の強化を目的とした情報発信
（５）その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　社員等

（法人の構成員等）
第５条　当法人には、以下の会員を置く。
（１）社員会員　当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者
（２）一般会員　当法人の事業に賛同する個人又は団体
２　前項の会員のうち、第１号の社員会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
３　当法人の一般会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

４　前項のほか一般会員に関する事項については、理事会が別に定める会員規程によることとする。

（社員の資格の取得）
第６条　当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）
第７条　当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）
第８条　社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）
第９条　社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。
（１）この定款その他の規則に違反したとき。
（２）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）
第１０条　前２条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）第７条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。
（２）総社員が同意したとき。
（３）当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第４章　社員総会

（構成）
第１１条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）
第１２条　社員総会は、次の事項について決議する。
（１）社員の除名

（２）理事及び監事の選任又は解任
（３）理事及び監事の報酬等の額
（４）貸借対照表及び損益計算書の承認
（５）定款の変更
（６）解散及び残余財産の処分
（７）その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開催）
第１３条　社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日から３ヶ月以内１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１４条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）
第１５条　社員総会の議長は、社員総会において社員の中から選出する。

（議決権）
第１６条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議）
第１７条　社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）社員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１９条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た

候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第１８条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第５章役員

（役員の設置）
第１９条　当法人に、次の役員を置く。
（１）理事３名以上７名以内
（２）監事３名以内
２　理事のうち１名を代表理事とする。
３　代表理事以外の理事のうち２名以内を業務執行理事として選定することができる。
４　理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。
５　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。

（役員の選任）
第２０条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第２１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）
第２２条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、

監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２３条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　増員により選任された理事及び監事の任期は、他の理事及び監事の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が２年に足らないときは、第２項によるものとする。

５　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２４条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第２５条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第６章　理事会

（構成）

第２６条　当法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第２７条　理事会は、次の職務を行う。

（１）当法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督
（３）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第２８条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
（決議）
第２９条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３０条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　資産及び会計

（事業年度）
第３１条　当法人の事業年度は、毎年７月１日に始まり翌年６月３０日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第３２条　当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第３３条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会において、第１号の書類についてはその内容を報告し、第２号及び第３号の書類については承認を受けなければならない。
（１）事業報告

（１の２）事業報告の附属明細書
（２）貸借対照表
（３）損益計算書
（４）貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第８章　基金

（基金）
第３４条　当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
２　拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
３　基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第３５条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第３６条　当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分等）
第３７条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
２　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）
第３８条　当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができないときは、官報に掲載する方法により行う。

第１１章　附則

（最初の事業年度）

第３９条　当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成２４年６月３０日までとする。

（設立時社員の氏名及び住所）

第４０条　当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

加藤　徹生　　岡山市北区平野３６６番地

土田　智憲　　神奈川県大和市福田１９７４番地パル渋谷１０３

（定款に定めがない事項）

第４１条　本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めるところによる。

以上，一般社団法人 wia の設立のため，この定款を作成し，設立時社員が次に記名押印する。

平成２３年８月２６日

設立時社員　加藤　徹生　㊞

設立時社員　土田　智憲　㊞